

2009年度事業計画

自 2009年4月 1日

至 2010年3月31日

日 本 財 団

目 次

1. 方 針.....	2
2. 事業計画.....	4
2.1 助成事業.....	4
(1) 海洋船舶関係事業	
(2) 公益・福祉関係事業	
2.2 海外協力援助事業.....	7
2.3 国内協力援助事業.....	8
2.4 情報公開事業.....	8
2.5 調査研究事業.....	8
2.6 貸付事業.....	9
3. 事業資金.....	10

1. 方 針

日本財団（以下「財団」）の使命は民の立場で公の仕事を補完し、より良い社会への変化を呼び起こす引き金の役割を果たすことである。

近年の激しい環境の変化は社会構造に歪みをもたらし、政府や自治体だけでは成熟した多様な社会を維持、発展させていくことが困難になっている。折しも昨年12月には公益法人制度の抜本的な改革が実施され、公益における民の力が一層求められることとなった。

このような状況の中、民間セクターによる公益活動の活性化を図ってゆくために果たす財団の役割は今まで以上に重要なものとなり、非営利組織への支援のみならず社会が有機的に機能していくための触媒として、広く公益活動を推進していく必要があるものと認識している。

一方、財団の原資であるモーターボート競走の売上は、2007年度に回復の兆しをみせたものの2008年度には再び減少する見込みであり、競艇業界を取り巻く経営環境は依然厳しい状況にある。2009年度における財団の交付金収入は前年度比2.4%減の見込みである。

このような状況の中、財団としてはこれまで同様、社会の新しい変化の兆しをいち早く見つけ独自性のある事業を推進し、限られた資金を有効に活用すべく財団運営の効率化を一層図るものとする。

2009年度の事業計画及び収支予算については、これらの状況を踏まえた上で、2008年12月に策定した「事業計画及び収支予算の基本方針」に基づき作成及び編成するものである。

業務の遂行にあたっては、財団の活動指針「七つの鍵」を遵守する。

日本財団活動指針「七つの鍵」

- ① あまねく平等にではなく、優先順位を持って、深く、且つ、きめ細かく対応すること
- ② 前例にこだわることなく、新たな創造に取り組むこと
- ③ 失敗を恐れずに速やかに行動すること
- ④ 社会に対して常にオープンで透明であること
- ⑤ 絶えず自らを評価し、自らを教育すること
- ⑥ 新しい変化の兆しをいち早く見つけて、それへの対応をすること
- ⑦ 世界中に良き人脈を開拓すること

前記のとおり事業を支える交付金収入は前年度比 2.4%減と見込まれるが、業務費平衡基金の取崩しや前期繰越収支差額等の繰り入れによる事業費の確保に努めた結果、2009年度の収入総額は前年度比 0.5%増となる。

- (1) 助成事業のうち海洋船舶及び公益・福祉関係は、社会の要請に対し積極的に応えていくために前年と同額を確保する。なお、社会情勢の変化に緊急的に対応するため年度内募集を実施する。
- (2) 海外協力援助事業は、引き続き「食料の確保、医療の充実、教育の向上」の活動に重点を置いて行うことに加え、海洋分野における国際的な人材育成や海の安全管理体制の構築に一層意欲的に取り組むために増額する。
- (3) 国内協力援助事業は、自然環境の保護やその理解の促進を図り、郷土に親しむ活動を支援する。また、福祉拠点の整備は改修事業を重点的に支援する。
- (4) 情報公開事業は、WEBサイトその他を活用し、これまで以上に積極的な展開を図っていく。
- (5) 調査研究事業は、社会や時代のニーズに応える新規事業開発を引き続き推進する。また、WEBサイトを通じてCSR活動の充実や、ボランティア団体・NPO法人との協働を促進し、それらの触媒の役割を果たすとともに、寄付文化の醸成を図る一助とする。

2. 事業計画

2.1 助成事業

事業計画策定に当たり、新規事業については、目的、計画の具体性、実施の方法と体制、成果の見通し等について多角的に審査した。さらに、新たな視点に立って時代や社会の変化に即した民間主導の独自性のある事業については特に配慮した。

継続事業については、社会情勢に対応する事業の役割と期待される成果を勘案して、その必要性を再確認し見直しを行った。

なお、本事業は「1号交付金補助業務規程」「2号交付金補助業務規程」及び「年度内募集に関する補助業務規程」に基づき実施する。

(1) 海洋船舶関係事業

わが国の造船・船用業界は、「中国特需」を契機に外航船においては受注を多く抱え、2008年3月期には過去最高益を更新した。しかしながら、米国に端を発した金融危機は世界経済を停滞局面に導き、海運市況も大幅に下落し、バラ積み船を中心に供給過剰の状態となっている。この状況下では新規の造船計画はもとより既に発注済の新造船の契約キャンセルも今後増加していく懸念がある。

一方、ソマリア沖の凶悪化する海賊事件の多発など、船舶の安全航行が脅かされている状況下で、官民一体となった国際的連携が一層求められている。様々なステークホルダーが参加し海の問題解決にあたる例としては、マラッカ・シンガポール海峡での取組みが世界の注目を集めている。同海峡では「協力メカニズム」の中核となる「航行援助施設基金」が沿岸三国や国際機関、利用国、民間機関等の協力により設置された。現在、世界の海運業界からの自発的協力が求められているところである。

海洋環境面では、バラストタンクの保護塗装基準強化のほか、船舶からの排出ガスの規制や安全環境上適切なシッパーサイクルの確立など国際環境問題への取組みが急がれている。

このように国際海事社会が直面している海洋の諸問題については、個々の政府による一方的な措置のみで対処するのは極めて困難なこともあり、IMOなどの国際機関を中心とした各国協働による国境を越えての対策や民間を絡ませた連携が求められている。さらに、我が国でも「海洋基本法」の制定により「海に守られた日本から、海を守る日本へ」に向けた基盤が整えられつつある。こうした状況下、「海事活動の持続可能な発展」を確保するにあたり、地球規模の連携とそれを担う人材の育成が必

要であり、海洋の総合的管理の視点に立って複雑化する海洋問題について量的にも質的にも、教育・訓練された人材の育成並びに海洋の利用と環境保全の調和を図る活動の推進が不可欠である。

これらを踏まえ、2009年度は、下記に掲げる支援の柱に沿って事業展開を図る。

- 1) 船舶、海運に関する技術の研究・開発と産業の基盤強化
船舶からのCO₂、NO_x、SO_x等の排出削減等、世界的に高まる環境問題に対応する技術の研究開発や国際基準等の作成、海外における積極的な情報収集などを行うことや技術の伝承及び人材育成等、産業基盤の強化を図るための活動
- 2) 海洋に関する研究及び情報・体制の整備
 - ア. 国際的な海洋問題に効果的に対処するために必要な知識、能力を持った人材の育成を図るため、大学や国際機関等との連携をとりながら、次世代に向けた学際的な講座の設置など教育及び研究を推進する活動
 - イ. わが国の「海洋基本法」の制定に伴い、総合的な海洋政策の立案・実行を積極的に推進し、支えるための民間の活動
- 3) 航行の安全確保及び海上災害対策
マラッカ・シンガポール海峡の国際的な安全管理体制の構築を促進させる事業など、航行安全、海洋環境保全等に関わる諸問題に取り組む活動
- 4) 海・船に関する国民の理解促進
生活を取りまく様々な場や機会に、専門家や研究者にとどまりがちな海・船の知識や重要性を広く一般に普及・認識させるための活動
 - ア. 博物館等が行う海や船に関する企画展の開催や造船所の見学会、体験学習等を通じた理解促進活動
 - イ. 海に親しむ活動の推進
 - ウ. 海とともに暮らしてきた人々の生活文化や技術を後世に継承するための活動

(別添資料1参照)

(2) 公益・福祉関係事業

近年我が国では、地域の古き良き文化が崩壊し、人と人との絆も薄れつつある。また人間の命や尊厳が軽んぜられる風潮も見受けられ、総じて「もの」を大切にしようとする文化や良き価値が損なわれつつある。

こうした状況下、より良い社会を建設するため、行政、企業CSRと公益セクターの三者が調和のとれた活動をしている社会を目指すことが重要であると認識する。国内における公益活動やボランティア活動の支援においては、「もったいない」をカタチにという理念のもと、より良い社会の実現に向けてこれら三者の触媒の役割を果たしていく。

2009年度は下記に掲げる支援の柱に沿って事業を行う。

- 1) 障害者が自立して暮らす社会を目指して
 - ア. 改修による地域福祉拠点整備
 - ① 空き店舗や民家を活用して福祉拠点をつくる活動
 - ② 既存福祉施設をリフォームして環境を改善する活動
 - イ. 福祉車両の配備
 - ① 移動困難者を支援するための車両の配備
 - ② 障害者の就労を支援するための車両の配備

- 2) ひとり一人の尊厳が重んじられる社会を目指して
 - ア. ホスピス・プログラム
 - ① 緩和ケアナース及びドクターの養成
 - ② 地域における在宅ホスピス活動等の実践
 - ③ 小学校における「いのちの学び」の実践
 - イ. 犯罪被害者、自殺者の遺族に対する支援

- 3) 親子の絆、コミュニティ内の絆が強い社会を目指して
 - ア. 親学「親が変われば子どもも変わる」の推進
 - イ. 郷土の伝統文化や生活の知恵を地域の誇りとして語り継ぐための「郷土検定」の実施
 - ウ. 地域課題解決の一つの手法としての地域内での資金集めと寄付を促進するチャリティ事業の推進
 - エ. 住民自主防犯促進のための青パトの配備及び沿岸部での海岸パトロールを包含した民間交番（渚の交番）の設置

- 4) 自然と調和し、健康で文化的な生活をしている社会を目指して
ボランティア参加型の間伐材の搬出に関わる継続的なシステムの構
築及び身近な里山の保全

(別添資料2 参照)

2. 2 海外協力援助事業

貧困、飢餓、疾病、紛争など、世界は国境を越えた多くの課題に直面している。日本の国際貢献や民間非営利組織の果たすべき役割が一層期待される中、海外協力援助事業では、これら地域的・地球的課題を解決し、社会的弱者を救済し、より良き世界、より良き未来を実現するための活動を支援する。

各国政府のみでは解決できない諸課題に対応するには、ニーズを的確に捉えて迅速、柔軟に効率的な関与を国際的に行うこと、そして、有効な解決方法を模索し実践につなげていくには、豊富な知識と経験をもとに活動する人材の育成と人的ネットワークを構築することが重要である。

2009年度は、前年度と同様に以下を2本の柱として、国連・国際機関、NGOをはじめとする社会セクター、地域コミュニティなど、多様なセクターの環境の変化に柔軟に対応した新たな試みを支援する。

なお、本事業は「海外協力援助業務規程」に基づき実施する。

1) BHN（ベーシック・ヒューマン・ニーズ）を充足する事業

プライマリーヘルスケアにおける伝統医療の活用、アフリカ等における食糧増産、視聴覚障害者支援、アジアにおける義手義足の提供及び義肢装具士の育成、基礎教育の向上、ハンセン病の制圧及び社会的差別の解消などの事業を通じて貧困、病苦を緩和し、貧しく社会的なハンディを持つ人々が自立し、健やかな生活を送ることができる社会を目指す。

2) 相互理解の促進と国際的ネットワークを構築する事業

人材育成とネットワークの構築、日本に対する理解促進と日本の持つリソースの活用、日系社会に対する支援、「新しい海事社会への改革」に向けた事業展開など、諸問題を根元から解決し、新たな価値観や文化を生み出すために不可欠な相互理解の促進と国際的ネットワークの構築を目指す。

2. 3 国内協力援助事業

主にボランティア団体及びNPO法人の活動を支援する事業である。対象とする事業の分野並びに事業を実施するための支援の柱は、2. 1 助成事業の（1）海洋船舶関係事業及び（2）公益・福祉関係事業と同様であるが、より地域に密着したもの、或いはコミュニティに根ざしたものが特色であり、市民の知恵と工夫を生かした活力あるまちづくりを目指す。

なお、本事業は「国内協力援助業務規程」に基づき実施する。

2. 4 情報公開事業

財団は時代の変化を読み取り、公益活動を行う他の団体に先駆けて情報公開を積極的に進めてきた。従来は紙媒体を主とするマスメディアやWEBサイトを通じ、助成事業や財団の財務状況等の情報を発信してきた。

今日では、ブログマガジンや動画サイト「ユーチューブ」等、自らが主体となって情報を提供するツールを活用し、効果的な情報公開に努めている。今後においては、これらの手法を戦略的に組み合わせることで、情報公開の一層の充実を図っていく。

また、昨今の経済状況による媒体の単価の下落に加え、競争入札を実施することにより、事業費の節約に努めながらも、今まで以上の質と量を保つ。

なお、競艇業界を取り巻く環境が依然厳しい状況にある中で、財団の資金が競艇の交付金であることを明確に示すとともに、交付金が世の中を変えていく資金として役立てられていることを啓発していく。

以上の方針のもと、情報公開事業を推進していくこととする。

2. 5 調査研究事業

本事業は、新規事業の発掘を中心に助成事業、協力援助事業の質的向上を図ることを目的に財団自らが行うものである。2009年度も引き続き、先駆的かつ波及的效果が期待できる助成事業を発掘するための調査研究を積極的に推進する。また、助成事業及び協力援助事業の評価については、第三者による評価と財団自らによる評価を実施することにより、事業の透明性の一層の向上を図る。

さらに、公益活動の活性化及び公益団体の自立促進、新規事業の発掘

を目的として「CANPAN」の充実と寄付文化の醸成を図り、助成事業の効率化・活性化を目指すものとする。

(別添資料 3 参照)

2. 6 貸付事業

造船関係貸付事業の融資対象者である造船関係事業者は、2008 年後半からの世界的な経済危機の渦中にあっても、以前からの内航船の代替建造に加え、外航船の建造においても未だ多くの工事量を抱えるなど業績は順調に推移している。

また、船用関係事業者は、原材料・購入部品価格等の上昇や入手難等は依然として続いており、それに見合った製品価格への値戻しも課題となっている状況ではあるが、売上の拡大による設備投資への意欲は引き続き底堅い。

一方、金融機関における中小企業への貸し渋り・貸しはがし等が懸念される中、大規模な金融支援策が政府からも打ち出されているが、造船・船用関係事業者への安定した融資を一貫して行ってきた本制度への事業者からの期待は依然大きい。そのため、昨年度に引き続き設備資金を中心に、資金需要はまだ伸びる傾向にある。

これらの状況を踏まえ、2009 年度も中小企業を中心とした造船・船用関係事業者に対して、安定的な資金の供給を積極的に行うことで、経営基盤強化に資することとする。

(別添資料 4 参照)

3. 事業資金

2009年度に予定する収入は、モーターボート競走法第25条の規定により施行者から受け入れる交付金、前期繰越収支差額、利息収入等である。収入予定総額及びその内訳は、次のとおりである。

収入総額	33,905,240千円
1号交付金	17,309,748千円
法第25条交付金	13,101,588千円
前期繰越収支差額	2,047,183千円
利息収入	676,665千円
その他収入	1,484,312千円
2号交付金	16,595,492千円
法第25条交付金	12,518,550千円
前期繰越収支差額	2,246,905千円
利息収入	129,227千円
その他収入	1,700,810千円